

令和2年第10回瑞穂市教育委員会定例会 次第

令和2年10月29日

開会

- 日程第1 令和2年第9回瑞穂市教育委員会定例会会議録の承認について
- 日程第2 会議録署名委員の指名について
- 日程第3 報告第15号 瑞穂市保育室事業補助金交付要綱の一部を改正する告示について
- 日程第4 報告第16号 瑞穂市私立保育所等補助金交付要綱の一部を改正する告示について
- 日程第5 承認第7号 瑞穂市社会教育推進員の委嘱についての専決処分について
- 日程第6 議案第40号 財産（G I G Aスクール構想タブレット端末）の取得について
- 日程第7 議案第41号 瑞穂市放課後児童健全育成事業実施条例施行規則の一部を改正する規則について
- 日程第8 議案第42号 瑞穂市図書館照明LED化更新工事（2期）の計画について
- 日程第9 教育長の報告
- 日程第10 そ の 他 教育次長  
教育総務課長  
学校教育課長  
幼児支援課長  
生涯学習課長  
次回教育委員会会議の開催について  
令和2年11月27日（金）午後2時00分から

閉会

報告第15号

瑞穂市保育室事業補助金交付要綱の一部を改正する告示について

瑞穂市保育室事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を別紙のとおり瑞穂市教育委員会に報告する。

令和2年10月29日

瑞穂市教育委員会教育長 加納博明

提案理由

岐阜県の乳幼児保育特別対策事業実施要綱の一部改正により、瑞穂市保育室事業補助金交付要綱の一部改正を行うもの。

瑞穂市保育室事業補助金交付要綱の一部を改正する告示

瑞穂市保育室事業補助金交付要綱（平成15年瑞穂市告示第22号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「保育に欠ける」を「保育を必要とする」に、「5,855円」を「1万1,710円」に改める。

附 則

この告示は、公表の日から施行し、改正後の瑞穂市保育室事業補助金交付要綱の規定は、令和2年度の予算に係る補助金から適用する。

瑞穂市保育室事業補助金交付要綱（平成15年瑞穂市告示第22号）新旧対照表

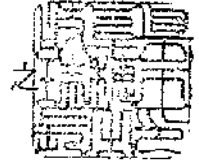
改正後（案）	現行
<p>（補助金の交付）</p> <p>第5条 市長は、前条第1項の規定により認定を受けた保育室が、<u>保育を必要とす</u>る乳幼児及び幼児（以下「乳幼児等」という。）を各月の初日に保育しており、かつ、1月当たり5日以上の保育日数を有する場合、保育室の責任者に対して<u>零歳児</u>については1人当たり月3万5,130円、1歳児については月1万1,710円、2歳児については月<u>1万1,710</u>円の補助金を交付する。</p> <p>2 略</p>	<p>（補助金の交付）</p> <p>第5条 市長は、前条第1項の規定により認定を受けた保育室が、<u>保育に欠ける</u>乳幼児及び幼児（以下「乳幼児等」という。）を各月の初日に保育しており、かつ、1月当たり5日以上の保育日数を有する場合、保育室の責任者に対し<u>零歳児</u>については1人当たり月3万5,130円、1歳児については月1万1,710円、2歳児については月<u>5,855</u>円の補助金を交付する。</p> <p>2 略</p>

瑞穂市告示第221号

瑞穂市保育室事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和2年10月9日

瑞穂市長 森 和



報告第16号

瑞穂市私立保育所等補助金交付要綱の一部を改正する告示について  
瑞穂市私立保育所等補助金交付要綱の一部を改正する告示を別紙のとおり瑞穂市教育委員会に報告する。

令和2年10月29日

瑞穂市教育委員会教育長 加納博明

提案理由

私立保育所等が実施する感染予防対策事業について、市の補助事業に追加したため改正を行うもの。

瑞穂市私立保育所等補助金交付要綱の一部を改正する告示

瑞穂市私立保育所等補助金交付要綱（平成18年瑞穂市告示第32号）の一部を次のように改正する。

第4条中「翌年度4月30日」を「市長が指定する期日」に改める。

別表に次のように加える。

感染予防対策事業費補助金	保育室の換気を効率的に行うための空調・換気機器の設置及び密閉・密集・密接を回避するために必要な施設の改修を行う保育所等（新型コロナウイルス感染症対策として行うものに限る。）	1施設当たり50万円以内	事業完了後
--------------	--	--------------	-------

附 則

この告示は、公表の日から施行し、改正後の瑞穂市私立保育所等補助金交付要綱の規定は、令和2年4月1日から適用する。

瑞穂市私立保育所等補助金交付要綱（平成18年瑞穂市告示第32号）新旧対照表

改正後（案）

現行

(実績報告) 第4条 実績報告書は、市長が指定する期日までに市長に提出しなければならぬ。	(実績報告) 第4条 実績報告書は、翌年度4月30日までに市長に提出しなければならぬ。
---	--

別表（第3条関係）

別表（第3条関係）

補助金の種類	補助要件	算定基準	補助金の請求
低年齢児保育促進事業補助金	低年齢児保育のための保育士を年度当初から加配し、当該年度の5月初日から3月初日までの間、保育士配置基準で1.0以上の保育士加配が必要となる数の低年齢児が入所した市内所在の認定こども園及び保育所	岐阜県児童福祉等対策事業補助金交付要綱（以下「県補助金交付要綱」という。）別表3項のうち、保育士配置基準が別に定めるところにより算定した額の範囲内	年2回
利用者支援事業補助金	利用者支援事業を実施する市内所在	子ども・子育て交付金交付要綱別	年2回



延長保育対策費補助金	延長保育事業を実施する市内所在の保育所等	紙第3欄に定める基準額の範囲内	子ども・子育て支援交付金交付要綱別紙第3欄に定める基準額の範囲内	延長保育事業を実施する市内所在の保育所等	子ども・子育て支援交付金交付要綱別紙第3欄に定める基準額の範囲内	延長保育対策費補助金	延長保育事業を実施する市内所在の保育所等	紙第3欄に定める基準額の範囲内	子ども・子育て支援交付金交付要綱別紙第3欄に定める基準額の範囲内
一時預かり事業費補助金	一時預かり事業を実施している保育所等	紙第3欄に定める基準額の範囲内	子ども・子育て支援交付金交付要綱別紙第3欄に定める基準額の範囲内	一時預かり事業を実施している保育所等	子ども・子育て支援交付金交付要綱別紙第3欄に定める基準額の範囲内	一時預かり事業費補助金	一時預かり事業を実施している保育所等	紙第3欄に定める基準額の範囲内	子ども・子育て支援交付金交付要綱別紙第3欄に定める基準額の範囲内
地域子育て支援センター事業費補助金	地域子育て支援センター事業を実施する市内所在の保育所等	紙第3欄に定める基準額の範囲内	子ども・子育て支援交付金交付要綱別紙第3欄に定める基準額の範囲内	地域子育て支援センター事業を実施する市内所在の保育所等	子ども・子育て支援交付金交付要綱別紙第3欄に定める基準額の範囲内	地域子育て支援センター事業費補助金	地域子育て支援センター事業を実施する市内所在の保育所等	紙第3欄に定める基準額の範囲内	子ども・子育て支援交付金交付要綱別紙第3欄に定める基準額の範囲内
運営費補助金	市内所在の保育所等で保育事業を実施するに必要な運営費用	紙第3欄に定める基準額の範囲内	子ども・子育て支援交付金交付要綱別紙第3欄に定める基準額の範囲内	市内所在の保育所等で保育事業を実施するに必要な運営費用	子ども・子育て支援交付金交付要綱別紙第3欄に定める基準額の範囲内	運営費補助金	市内所在の保育所等で保育事業を実施するに必要な運営費用	紙第3欄に定める基準額の範囲内	子ども・子育て支援交付金交付要綱別紙第3欄に定める基準額の範囲内
療育支援体制強化事業費補助金	療育支援補助者を配置する認定こども園及び保育所	紙第3欄に定める基準額の範囲内	子ども・子育て支援交付金交付要綱別紙第3欄に定める基準額の範囲内	療育支援補助者を配置する認定こども園及び保育所	子ども・子育て支援交付金交付要綱別紙第3欄に定める基準額の範囲内	療育支援体制強化事業費補助金	療育支援補助者を配置する認定こども園及び保育所	紙第3欄に定める基準額の範囲内	子ども・子育て支援交付金交付要綱別紙第3欄に定める基準額の範囲内

保育所等業務効率化推進事業費補助金	保育士の業務負担を軽減するため、①保育に関する計画・記録に関する機能、②園児の登園及び降園の管理に関する機能及び③保護者との連絡に関する機能を有するシステムを導入する市内所在の保育所等	保育対策総合支援事業費補助金（保育所等改修費等支援事業、保育所等業務効率化推進事業（保育所等におけるICT化推進事業）及び保育所等事故防止推進事業分）交付要綱別表に掲げる基準額と補助対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額の4分の3の範囲内	事業完了後
保育所等業務効率化推進事業費補助金	保育支援者を配置する認定こども園及び保育所	県補助金交付要綱別表5項2号の知事が別に定めるところにより算定した	年2回

	額の範囲内		額の範囲内	
保育環境改善等 事業補助金	利用児童にとって の保育環境の改善 を図るため、必要な 機器の購入等を行 う保育所等（新型コ ロナウイルス感染 症対策として行う ものに限る。）	保育環境改善等 事業補助金	保育環境改善等 事業補助金	事業完了後
保育補助者雇上 強化事業補助金	保育補助者の雇上 げを行う保育所等	保育補助者雇上 強化事業補助金	保育補助者雇上 強化事業補助金	年2回
新型コロナウイルス 感染症緊急 包括支援事業費 補助金	感染拡大防止を 図る市内所在の保 育所等	新型コロナウイルス 感染症緊急 包括支援事業費 補助金	令和2年度新型コロ ナウイルス感染症 緊急包括支援交付 金（介護・福祉分） 交付要綱別表に定 める基準額の範囲 内	事業完了後
感染予防対策事 業費補助金	保育室の換気を効 率的に行うための	感染予防対策事 業費補助金	1 施設当たり50 万円以内	事業完了後

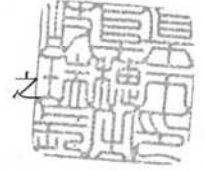
<p>空調・換気機器の設置及び密閉・密集・密接を回避するため必要な施設の改修を行う保育所等（新型コロナウイルス感染症対策として行うものに限る。）</p>			
--	--	--	--

瑞穂市告示第225号

瑞穂市私立保育所等補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和2年10月14日

瑞穂市長 森 和



承認第7号

瑞穂市社会教育推進員の委嘱についての専決処分について

瑞穂市教育委員会事務委任規則（平成15年瑞穂市教育委員会規則第6号）  
第3条第1項の規定により、瑞穂市社会教育推進員に別紙の者を委嘱したので、  
同条第2項の規定により報告し、瑞穂市教育委員会の承認を求める。

令和2年10月29日提出

瑞穂市教育委員会教育長 加納博明

提案理由

瑞穂市社会教育推進員設置規則（令和2年瑞穂市教育委員会規則第3号）第  
4条の規定により、瑞穂市社会教育推進員が欠けたため新たに委嘱するもの。

瑞穂市社会教育推進員

	自治会名	氏名	住所	任期
1	馬場東	いしばし 石橋 まさあき 政明		令和2年4月1日～ 令和3年3月31日
2	県警アパート	まつむら 松村 てっぺい 哲平		令和2年10月1日～ 令和3年3月31日

## 議案第40号

財産（G I G Aスクール構想タブレット端末）の取得について

教育財産の取得について、瑞穂市教育委員会事務委任規則（平成15年瑞穂市教育委員会規則第6号）第1条第3号の規定により、瑞穂市教育委員会の議決を求める。

### 記

- 1 財産名 G I G Aスクール構想タブレット端末
- 2 納入の場所 瑞穂市内小学校7校及び中学校3校
- 3 概 要 G I G Aスクール構想の実現に向けて、瑞穂市立小中学校の児童生徒に1人1台タブレット端末を整備する。  
タブレット端末 5,488台  
コンテンツキャッシュ端末 3台  
端末管理ツール 5,488台
- 4 予算金額 タブレット端末一式 金 306,064千円  
計 金 306,064千円

令和2年10月29日提出

瑞穂市教育委員会教育長 加納博明

### 提案理由

G I G Aスクール構想の実現に向けてICTを活用した学習活動の充実を図るため、児童生徒1人1台タブレット端末の整備を行うため、瑞穂市教育委員会の議決を求めるもの。



議案第41号

瑞穂市放課後児童健全育成事業実施条例施行規則の一部を改正する規則  
について

瑞穂市放課後児童健全育成事業実施条例施行規則の一部を改正する規則案を  
別紙のとおり提出する。

令和2年10月29日提出

瑞穂市教育委員会教育長 加納博明

提案理由

瑞穂市放課後児童クラブ利用申込書等の様式の変更をするため、瑞穂市教育  
委員会規則の改正を行うもの。

瑞穂市放課後児童健全育成事業実施条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年10月29日

瑞穂市教育委員会教育長 加 納 博 明

瑞穂市教育委員会規則第11号

瑞穂市放課後児童健全育成事業実施条例施行規則の一部を改正する規則  
瑞穂市放課後児童健全育成事業実施条例施行規則（平成22年瑞穂市教育委員  
会規則第13号）の一部を次のように改正する。

様式第1号及び様式第2号を次のように改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

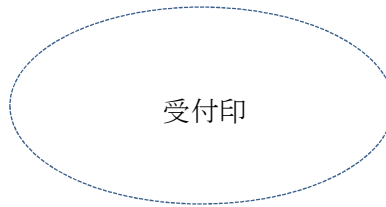
2 改正後の様式第1号及び様式第2号の規定は、令和3年度における利用申込みから適用するものとし、令和2年度における利用申込みについては、なお従前の例による。

年度瑞穂市放課後児童クラブ

利用申込兼延長保育利用申込書

瑞穂市教育委員会 宛

次のとおり瑞穂市放課後児童クラブを利用させたく申し込みます。なお、利用申込書記載内容の確認のため必要となる資料（住民基本台帳情報）及び保育料の算定のため必要となる利用児童の世帯員の課税資料（市町村民税課税情報）を閲覧されることについて承諾します。



受付番号	
世帯番号	

● 申請者	申込日	年	月	日
住所 〒.....	電話番号(自宅) ( )			—
保護者氏名	携帯電話(父) ( )			—
	携帯電話(母) ( )			—

● 利用児童について (新規・更新) ※ 中にクラブを1度でも利用されたかたは「更新」に、それ以外は「新規」に「○」をつけて下さい。

フリガナ		性別	児童の生年月日	通学する小学校
児童氏名		男・女	年 月 日生	小学校 年生 ( 年4月1日時点)

● 利用期間及び延長利用について (該当する欄に○×を記入)

利用区分	年 月 から利用	延長利用 (平日利用のみ)	( ) 午前延長【午前7時30分～8時30分】 ( ) 午後延長【午後6時～7時】
土曜利用 (平日利用のみ)		利用 午前 午後	

● 長期休業期間について (該当する欄に○×を記入)

期間	利用	午前	午後	期間	利用	午前	午後
学年始休業期間 4月 日～4月 日				冬季休業期間 12月 日～1月 日			
夏季休業期間 7月 日～8月 日				学年末休業期間 3月 日～3月 日			

● 利用児童の家庭の状況 ( 年4月1日時点)

※母子若しくは父子世帯のかた、生活保護を受けているかたは、その旨を備考欄に記入してください。

利用児童の世帯員 (利用児童を除く)	氏名	利用児童との続柄	生年月日	性別	勤務先(就学先)	学年(4.1時点)	備考
			年 月 日	男・女			
			年 月 日	男・女			
			年 月 日	男・女			
			年 月 日	男・女			
			年 月 日	男・女			
			年 月 日	男・女			

利用児童の様子 (記入内容は利用の優先順位に影響しません)	アレルギーの有無	無・有 → アレルゲン【 (有の場合 → エピペンの処方 無・有) 】	身体障がい者手帳の有無	無・有
	発達障がいや自閉症など	無・有・疑い【 】	療育手帳の有無	無・有
	在籍(予定)クラス (該当するものに○を)	通常学級 ・ 特別支援学級 ・ 通常学級に在籍し、通級指導教室への通室		

様式第2号(第7条関係)

## 状況証明書(年度)

(表)

瑞穂市教育委員会教育長 宛

■この証明書は、放課後児童クラブの利用を希望する(利用している)児童の保護者等の、就労等保育の必要な状況を把握するための書類です。放課後児童クラブの利用承諾のほか、延長保育等を実施する際の資料となりますので、正確にご記入ください。

■証明印がない場合は無効です。訂正があった場合は必ず事業所の訂正印を押印してください。

■内容に虚偽があった場合は、放課後児童クラブの利用承諾を取り消す場合がございます。証明内容について、市から問い合わせる場合がございますので、あらかじめご了承ください。

■証明者は、就労を証明できるかたであれば必ずしも雇用主でなくても結構です。(例: 営業所長、店長、人事課長、所属長等)

■農業の場合は農業中心者、内職の場合は委託業者の証明を受けてください。

証明日	年	月	日
事業所名			
代表者名			
所在地			
電話番号 ( ) -	証明印	印	
記入者職・氏名	※ 証明印欄には事業所印、代表者印、記入者印のいずれかを押印すること(スタンプ印不可)。証明印欄以外についてはゴム印可。		

下記の内容について、事実であることを証明いたします。

No.	項目	記入欄
就労者に関する事項		
1	ふりがな 就労者氏名	
就労状態等に関する事項		
2	雇用(予定)期間	無期・有期 有期の場合 年 月 日 ~ 年 月 日 有・無・未定 更新予定
3	勤務先事業所名	上記事業所と同じ
4	勤務先住所	上記以外(居宅外)
5	勤務先電話番号	自宅 ( ) - ※上記以外の場合のみ記載(ゴム印可)
6	雇用の形態	正社員 自営業(中心者) パート・アルバイト 自営業(協力者) 非常勤・臨時職員 農業協力者 派遣社員 会社役員 その他( )
7	職種	(仕事の内容)事務、営業、製造など
8	就労時間 固定就労の場合	就労日: 月 火 水 木 金 土 日 祝祭日 合計時間/月 時間 分 平日・土曜・日曜 時 分 ~ 時 分 月 日 平日・土曜・日曜 時 分 ~ 時 分 月 日 平日・土曜・日曜 時 分 ~ 時 分 月 日 ※勤務日数の換算(利用調整上の想定) 週6日=月24日 週4日=月16日 週5日=月20日 週3日=月12日 ※休憩時間を含む労働契約上の正規の勤務時間を記入してください。合計勤務時間により利用調整を実施しますので、正確に記入してください。
9	変則就労の場合	週間・月間・年間 時間 分 最も早い出勤時間 時 分 最も遅い退勤時間 時 分
10	産前・産後休業の取得	取得予定・取得中・期間終了 年 月 日 ~ 年 月 日
11	育児休業の取得(予定期間)	取得予定・取得中・期間終了 年 月 日 ~ 年 月 日 短縮可能時期 年 月 日 延長可能時期 年 月 日
12	復職(予定)年月日	年 月 日 ※「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」に定める育児休業について、過去1年以内の取得状況を含めて記載してください。
その他		
13	備考欄	上記契約以外の勤務(残業) 有・無 有の場合 最長 時 分 まで ※保育時間の適否を確認します(利用調整には影響しません) 休日 定休(月・火・水・木・金・土・日・祝祭日) 不定休 不定休の場合 週間・月間・年間 日 育児短時間勤務制度 有・無 有の場合 利用する・利用しない・未定 利用する場合の勤務時間 時 分 ~ 時 分 ※保育時間の適否を確認します(利用調整には影響しません) その他

※この書類は瑞穂市ホームページからもダウンロードできます。

【問合せ先】瑞穂市教育委員会事務局幼児支援課 TEL(058)327-2147

## 保護者記入欄

■保育を必要とする理由が就労以外のかたは、裏面にご記入ください。

提出日 年 月 日

通勤手段	電車・バス・車・自転車・徒歩・その他( )	通勤時間(片道)	時間 分
保護者氏名	印	児童との続柄	父・母・祖父・祖母・その他( )
児童名	学年	生年月日	年 月 日
児童名	学年	生年月日	年 月 日
児童名	学年	生年月日	年 月 日

■就労等の状況に変更があった場合は、速やかに利用する放課後児童クラブ又は市役所窓口までご連絡ください。

■自営業・農業の中心者のかたは、確定申告書の写し又は個人事業の開業届出書等、事業を実施していることが証明できる書類の写しを添付してください。

事業所記入欄

(裏)

就労以外の理由の場合

保育を必要とする理由		状況記入欄	添付書類
②	障がい	(当てはまるものに○を付け、等級を記入) 障害者手帳 身体・療育・精神 ____ 級 障害年金 ____ 級 要介護 ____ 特定疾患 自立支援医療 ____ その他( )	診断書(下記に証明又は別紙)
	疾病	診断書のとおり	
③	介護・看護	介護・看護を受ける人 氏名 _____ 子どもとの続柄( ) 身体・療育・精神 ____ 級 要介護 ____ 病院等への付添い ____ 週 ____ 日	
④	災害復旧	年 ____ 月 ____ 日 罹災	罹災証明書
⑤	就学	学校名 _____ 通学時間(片道) ____ 分	在学証明書、授業のカリキュラムの写し
		入学(予定)日 ____ 年 ____ 月 ____ 日 修了(予定)日 ____ 年 ____ 月 ____ 日	
⑥	その他		状況の分かる書類

診 断 書			
患者氏名		生年月日	年 ____ 月 ____ 日
住 所			
病 名			
加療見込期間	年 ____ 月 ____ 日 ~ ____ 年 ____ 月 ____ 日		
加療の方法	<input type="checkbox"/> 入院(入院期間: ____ 年 ____ 月 ____ 日 ~ ____ 年 ____ 月 ____ 日) <input type="checkbox"/> 通院( ____ 回/週・月) <input type="checkbox"/> 往診( ____ 回/週・月) <input type="checkbox"/> 自宅療養		
傷病の程度	<input type="checkbox"/> 絶対安静 <input type="checkbox"/> 常時看護人必要 <input type="checkbox"/> その他( )		
	<input type="checkbox"/> 児童の保育にあたること <input type="checkbox"/> 不可能・ある程度可能・可能		
上記のとおり診断します。 ____ 年 ____ 月 ____ 日			
医療機関名 _____			
住 所 _____			
医師氏名 _____ (印)			

		提出日	年 ____ 月 ____ 日
保護者氏名	(印)	児童との続柄	父・母・祖父・祖母・その他( )
児童名		学年	生年月日 ____ 年 ____ 月 ____ 日
児童名		学年	生年月日 ____ 年 ____ 月 ____ 日
児童名		学年	生年月日 ____ 年 ____ 月 ____ 日

■この証明書は、放課後児童クラブの利用を希望する(利用している)児童の保護者等の、就労等保育の必要な状況を把握するための書類です。放課後児童クラブの利用承諾のほか、延長保育等を実施する際の資料となりますので、正確にご記入ください。また、証明内容に変更があった場合は、必ず利用する放課後児童クラブ又は市役所窓口までご連絡ください。

■内容に虚偽があった場合は、利用承諾を取り消す場合がございます。証明内容について、市から問い合わせる場合がございますので、あらかじめご了承ください。

■保育を必要とする理由が就労のかたは、表面にご記入ください。

改正後(案)

年度瑞穂市放課後児童クラブ  
利用申込兼延長保育利用申込書

瑞穂市教育委員会 教育長 宛  
次のとおり瑞穂市放課後児童クラブを利用させていただきます。なお、利用申込書記載内容の確認のため必要となる資料(住民基本台帳情報)及び保育料の算定のため必要となる利用児童の世帯員の戸籍資料(市町村民税課情報)を閲覧されることについて承諾します。

申請者住所、申込日、電話番号、携帯電話(父)、携帯電話(母)の記入欄

利用児童について(新規・更新) ※中にクラブを1課でも利用された場合は「更新」に「O」をつけて下さい。

フリガナ、児童氏名、性別、児童の生年月日、通学する小学校、児童の学年の記入欄

利用期間及び延長利用について(該当する欄にO×を記入)

利用区分、年 月 から利用、延長利用(平日利用のみ)、延長利用(平日利用のみ)の表

長期休業期間について(該当する欄にO×を記入)

長期休業期間の表(4月、7月、12月、3月)

利用児童の家族の状況(年4月1日時点)

必ずお答えください(父・子世帯のかた、生活保護を受けているかたは、その旨を備考欄に記入してください。)

利用児童の世帯員(利用児童を除く)の家族状況表

現行

年度瑞穂市放課後児童クラブ  
利用申込兼延長保育利用申込書

瑞穂市教育委員会 教育長 宛  
次のとおり瑞穂市放課後児童クラブを利用させていただきます。なお、利用申込書記載内容の確認のため必要となる資料(住民基本台帳情報)及び保育料の算定のため必要となる利用児童の世帯員の戸籍資料(市町村民税課情報)を閲覧されることについて承諾します。

申請者住所、申込日、電話番号、携帯電話(父)、携帯電話(母)の記入欄

利用児童について(新規・更新) ※中にクラブを1課でも利用された場合は「更新」に「O」をつけて下さい。

フリガナ、児童氏名、性別、児童の生年月日、通学する小学校、児童の学年の記入欄

利用期間及び利用時間について(該当する欄にO×を記入)

利用期間及び利用時間の表(平日利用、長期休業期間のみ、学年休業期間)

受付印





状況証明書(案)

年度(表) 改正後(案)

瑞穂市教育委員会教育長 宛

申請書用紙: 申請日、申請者名、所在地、職名、勤務先住所、勤務先電話番号、勤務先名称、勤務先業種、勤務先業種番号、勤務先業種名称、勤務先業種番号、勤務先業種名称、勤務先業種番号

勤務状況等証明欄 (事業主等の証明者が記入すること。訂正箇所には証明印で訂正すること。)

本欄は、勤務先が記入する欄です。訂正箇所は必ず事業主の訂正印を押印してください。

関係者記入欄: 勤務先、代表者氏名、児童名、児童名、児童名

勤務先が記入する欄は、本欄に利用する証明書の写し又は個人事業主の勤務先等、事業を委託していることが証明できる書類の写しを添付してください。

現行

様式第2号(第7条関係) (表)

状況証明書(年度)

世帯番号

裏面の記入上の注意をご確認ください。

※関係者記入欄

関係者記入欄: (フリガナ) 保護者氏名、児童との続柄、児童氏名、住所、勤務先、通勤手段、就労開始日、1日当たりの勤務時間、休日、職種

①...下記に会社(事業所)による証明をもらってください。②...裏面にご記入ください。

※就労状況等証明欄(事業主等の証明者が記入すること。訂正箇所には証明印で訂正すること。)

勤務状況等証明欄 (事業主等の証明者が記入すること。訂正箇所には証明印で訂正すること。)

勤務先記入欄: 瑞穂市教育委員会 教育長 宛

上記の者の就労状況について、上記のとおり証明します。

証明者 所在地、会社(事業所)名、職・氏名

※証明者は、就労を証明できるかたであらば必ずしも雇用主でなくても結構です。(事業所長、店長、人事課長、所長等) ※営業所の中心者かたは、特定申告書の写し又は個人事業主の勤務先等、事業を委託していることが証明できる書類の写しを添付してください。



## 議案第42号

瑞穂市図書館照明LED化更新工事（2期）の計画について

瑞穂市図書館照明LED化更新工事（2期）の計画について、瑞穂市教育委員会事務委任規則（平成15年瑞穂市教育委員会規則第6号）第1条第9号の規定により、瑞穂市教育委員会の議決を求める。

### 記

- 1 工事名 瑞穂市図書館照明LED化更新工事（2期）
- 2 実施期間 契約日から令和3年2月（予定）
- 3 契約方法 一般競争入札（予定）
- 4 工事場所 瑞穂市図書館 瑞穂市稲里28番地1
- 5 工事概要 児童開架室、カウンター、学習室の照明等をLEDに更新する。
- 6 予算額 18,264千円

令和2年10月29日提出

瑞穂市教育委員会教育長 加納博明

### 提案理由

現在使用している蛍光灯等は多くが既に製造中止となっているため、LEDへ交換するもの。

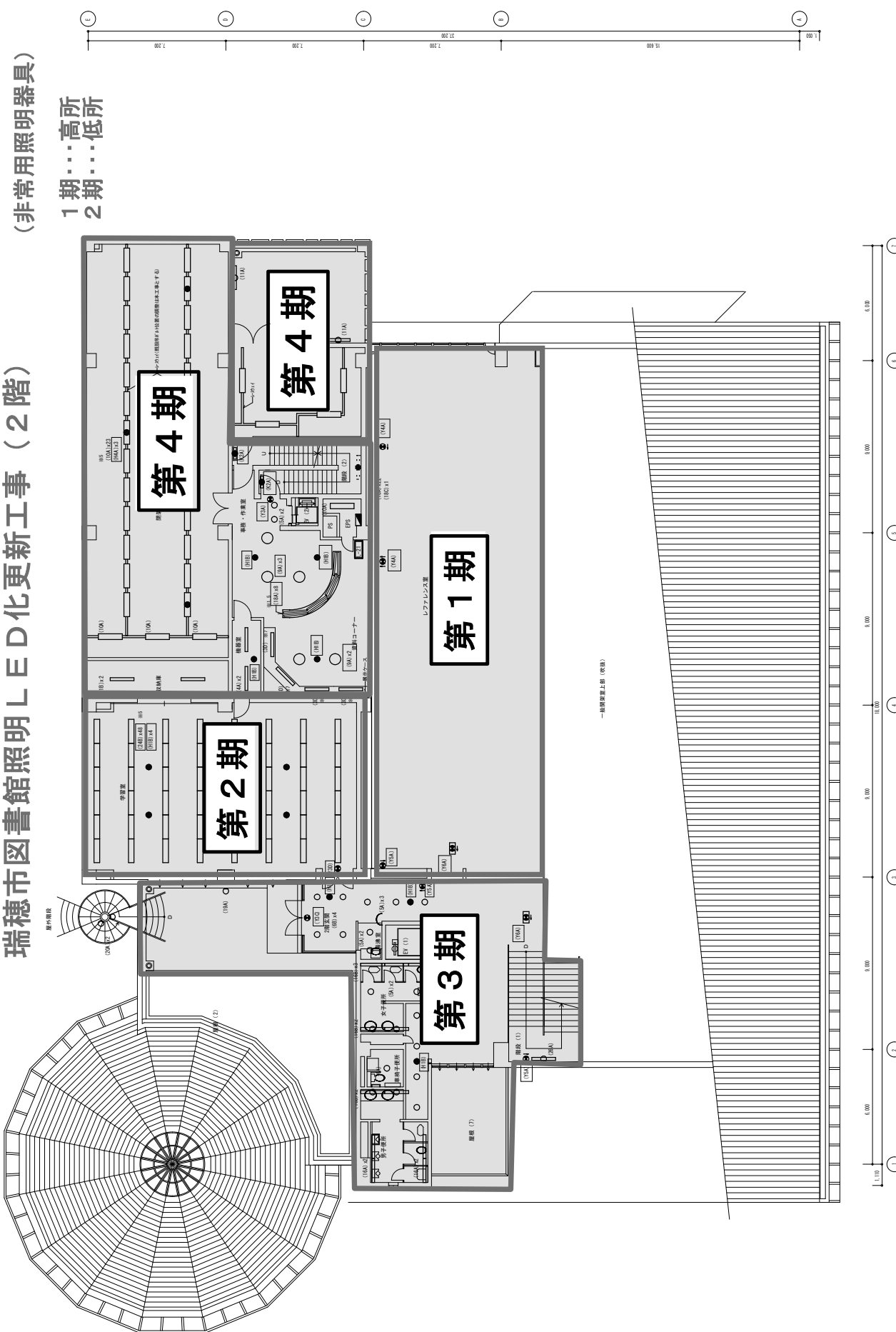




# 瑞穂市図書館照明LED化更新工事（2階）

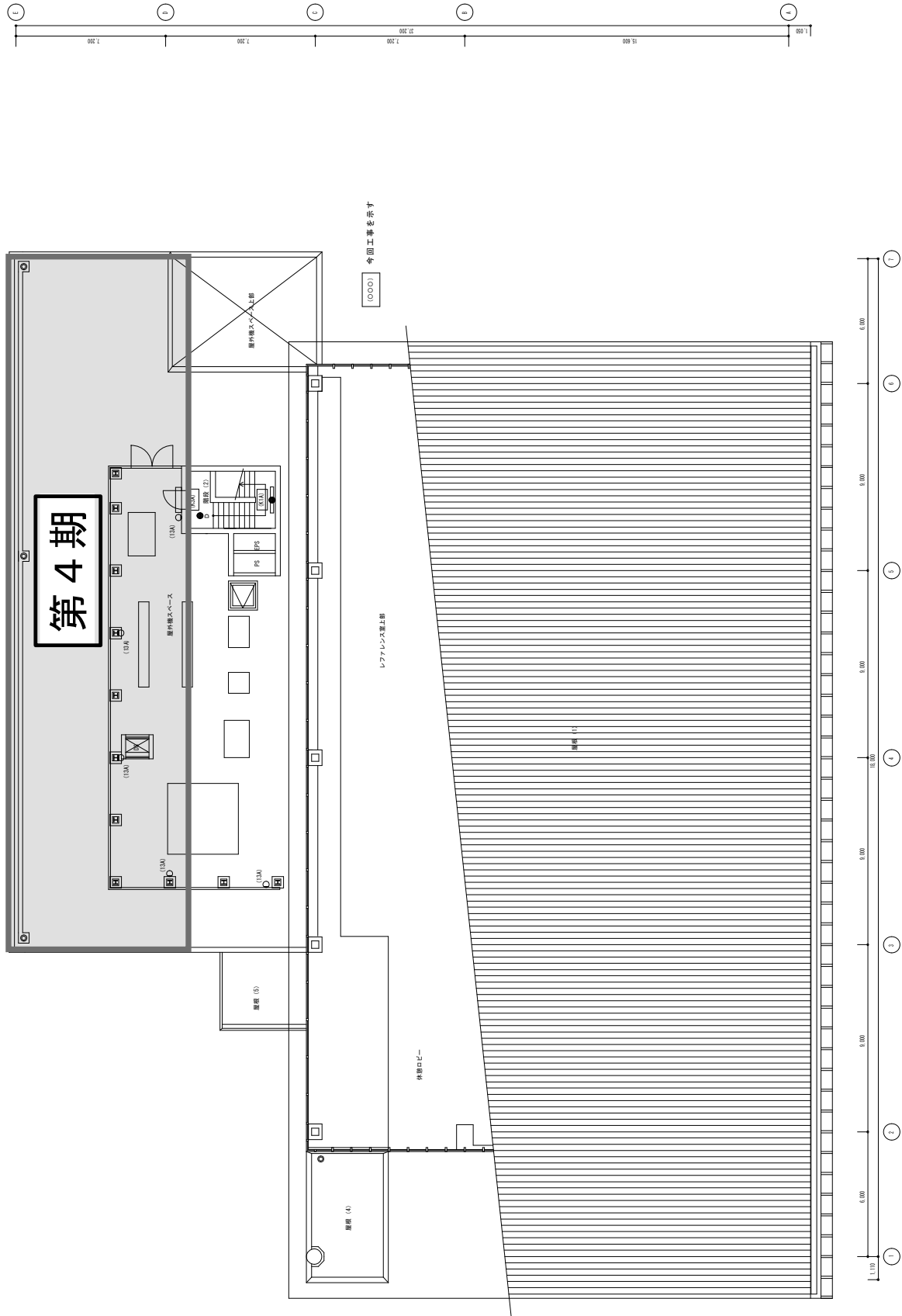
（非常用照明器具）

1期...高所  
2期...低所



名称	瑞穂市図書館照明LED化更新工事（2階）	図尺	E-5
図面	電灯設備 2階改修平面図	縮尺	1/100
年月日			

瑞穂市図書館照明LED化更新工事（屋上）



名称	瑞穂市図書館照明LED化更新工事（2期）	図面	電気設備 塔屋1階改修平面図	縮尺	1/100	図名	E-6
年		月		日			